

平成27年度介護報酬改定速報  
＜新旧対照表＞  
（その8）  
各論：地域密着型サービス

2015年2月23日（月）

発信者：株式会社 佐々木総研  
経営コンサルティング部  
福岡県北九州市八幡東区石坪町10-13  
TEL.093-651-5533

※無断転載禁止

# 各サービスごとの変更点

- ▶ 各事業所ごとに変更の要点のまとめ
  - ▶ 記載している単位数の表は説明のための一例
- ▶ 各事業所ともに本体単位数は大幅に見直し
  - ▶ 医療機関、ケアマネージャー及び各事業所・担当者との連携体制を整備して在宅での生活を支援していく体制や取り組みを行うことにより加算の算定を行うことが必要となります。
- ▶ 居宅療養管理指導費については変更なし
- ▶ 項目別基本報酬及び算定要件は、厚労省の発表資料をご覧ください
  - ▶ 厚生労働省→社会保障審議会→介護給付費分科会  
→第119回2月6日開催 「資料」に詳細内容が記載されています
  - ▶ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126698>
- ▶ なお、地域区分の見直しは以下の通り（九州、山口県抜粋）

区分		上乗せ割合		地 域	
(旧)	(新)	(旧)	(新)		
4級地	5級地	10%	10%	福岡県	福岡市
6級地	6級地	3%	6%	福岡県	春日市・大野城市・太宰府市・福津市・糸島市・那珂川町・粕屋町
6級地	7級地	3%	3%	山口県 福岡県	周南市、 北九州市・飯塚市・筑紫野市・古賀市
6級地	その他	3%	—	福岡県	宇美町・志免町・須恵町・久山町

# 地域密着型サービス

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護①

### ▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（1月につき）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	要介護度	(旧)	(新)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） イ（1）（訪問看護サービスを行わない場合）	要介護1	6,707単位	5,658単位
	要介護2	11,182単位	10,100単位
	要介護3	17,900単位	16,769単位
□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	要介護4	22,375単位	21,212単位
	要介護5	26,850単位	25,654単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ） イ（2）（訪問看護サービスを行う場合）  ※ 准看護師が訪問看護を行った場合は、 所定単位数の98%相当を算定	要介護1	9,323単位	8,255単位
	要介護2	13,999単位	12,897単位
	要介護3	20,838単位	19,686単位
	要介護4	25,454単位	24,268単位
	要介護5	30,623単位	29,399単位

▶ 介護職員処遇改善加算の加算率：加算（Ⅰ）8.6%、加算（Ⅱ）4.8%

### ▶ 通所介護、通所リハビリテーション又は認知症対応型通所介護利用時の減算

通所系サービス利用時減算（1月につき）	要介護	(旧)	(新)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ） （訪問看護サービスを行わない場合） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）	要介護1	△146単位	△62単位
	要介護2	△243単位	△111単位
	要介護3	△389単位	△184単位
	要介護4	△486単位	△233単位
	要介護5	△583単位	△281単位
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ） （訪問看護サービスを行う場合）	要介護1	△202単位	△91単位
	要介護2	△304単位	△141単位
	要介護3	△452単位	△216単位
	要介護4	△553単位	△266単位
	要介護5	△665単位	△322単位

### ▶ オペレーターの配置基準の緩和：

- ▶ 午後6時から午前8時まで、同一敷地内又は隣接する施設・事業所にも拡大
- ▶ 介護・医療連携推進会議及び外部評価の効率化
- ▶ 複合型サービスを受けている場合、他の事業所で定期巡回・随時対応型訪問介護看護を算定している場合は、併算定はできない。

# 地域密着型サービス

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護②

### ▶ 加算・減算について (1月につき)

	(旧)	(新)
同一建物に居住する者へのサービス提供にかかる減算 ・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の以下の建物 (養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	(新設)	△600単位
特別地域加算 ・厚生労働大臣が定める地域 (離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、山村振興法、小笠原諸島開発特別措置法、沖縄振興特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法で定められた地域)	所定単位数の15%相当を加算	所定単位数の15%相当を加算
中山間地域等小規模事業者加算 ・厚生労働大臣が定める地域 (豪雪地帯対策特別措置法、辺地にかかる公共施設総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に定められた地域)	所定単位数の10%相当を加算	所定単位数の10%相当を加算
中山間地域等居住者サービス提供加算 ・厚生労働大臣が定める地域 (離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯特別措置法、辺地にかかる公共施設総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、小笠原諸島開発特別措置法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法に定められた地域)	所定単位数の5%相当を加算	所定単位数の5%相当を加算
緊急時訪問看護加算 ・利用者の同意を得て、計画的に訪問する事となっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合	290単位	290単位
特別管理加算 (I) 特別管理加算 (II)	(I) 500単位 (II) 250単位	(I) 500単位 (II) 250単位
ターミナルケア加算 (1日につき) ・死亡日及び死亡日前14日以内に2日、訪問看護を行っている (ターミナルケアを行った後24時間以内に死亡した場合を含む)	2,000単位	2,000単位
医療保険での頻回訪問看護指示期間減算 ・通常イ(2)訪問看護サービスを行う場合であって、医療保険での訪問看護が提供された期間は、訪問看護無しで算定をする	イ(1)を算定	イ(1)を算定
初期加算 (1日につき) ・開始日から起算して30日以内の期間 ・30日を越える入院の後再度提供する場合も算定可能	30単位	30単位
退院時共同指導加算 ・病院・診療所・老健の退院にあたり、事業所の看護師・セラピストが入院(所)先を訪問して入院先の医師・職員と共同して在宅での療養上必要な指導を行い文書でその内容を交付	600単位	600単位
総合マネジメント体制強化加算 (1月につき) ・継続的管理、 ・利用者の心身の状況や家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者・(准)看護師・介護職員、その他の関係者が共同し計画の見直しを行う、 ・地域の病院・診療所・老健等に情報提供を行う	(新設)	1,000単位

# 地域密着型サービス費 夜間対応型訪問介護

## ▶ 夜間対応型訪問介護費

	(旧)	(新)
イ 夜間対応型訪問介護費 (I)	別に厚生労働大臣が定める単位数 ※	別に厚生労働大臣が定める単位数 ※
ロ 夜間対応型訪問介護費 (II)	2,775単位	2,667単位

▶ 介護職員処遇改善加算の加算率：加算 (I) 8.6%、加算 (II) 4.8%

▶ ※別に厚生労働大臣が定める単位数の内容

	(旧)	(新)
1 基本夜間対応型訪問介護費	1,006単位	981単位
2 定期巡回サービス費	383単位	368単位
3 随時訪問サービス費 (I)	583単位	560単位
4 随時訪問サービス費 (II)	785単位	754単位

## ▶ 加算・減算について

	(旧)	(新)
事業所同一建物居住利用者減算 ・同一敷地内又は隣接する建物に居住する利用者 ・事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20名以上居住する建物の利用者	所定単位数の90%相当算定	所定単位数の90%相当算定
24時間通報対応加算 (1月につき)	610単位	610単位

## ▶ 併算定不可サービス：

▶ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス

▶ 他の事業所で夜間対応型訪問介護を算定している場合は、算定出来ない

# 訪問系・通所系サービス共通項目

## ▶ リハビリテーションの基本理念

▶ リハビリは「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持向上を図るものでなければならぬことについて、訪問・通所リハビリテーションに関する基本方針に規定する

## ▶ 訪問リハ・通所リハを同一事業者が提供する場合の運営の効率化

▶ リハビリ計画、リハビリに関する利用者の同意書、サービス実施状況の診療記録への記載等を効果的・効率的に実施できるよう基準を見直す

## ▶ リハビリテーションを提供する事業者に係る運営基準

▶ 訪問・通所リハを提供する事業者はケアマネや各指定居宅サービス事業所の担当者等がリハビリテーション会議の場に参画し、リハビリの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標・計画を共有できるよう努める

# 地域密着型サービス 認知症対応型通所介護①

(1) 認知症対応型通所介護費 (i) : 単独型		(旧)	(新)
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 (i) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	要支援1	518単位	493単位
	要支援2	574単位	546単位
	要介護 1	593単位	564単位
	要介護 2	652単位	620単位
	要介護3	712単位	678単位
	要介護 4	773単位	735単位
	要介護 5	832単位	792単位
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 (i) 所要時間5時間以上7時間未満の場合	要支援1	787単位	749単位
	要支援2	878単位	836単位
	要介護 1	910単位	865単位
	要介護 2	1,007単位	958単位
	要介護3	1,104単位	1,050単位
	要介護 4	1,201単位	1,143単位
	要介護 5	1,299単位	1,236単位
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 (i) 所要時間7時間以上9時間未満の場合	要支援1	896単位	852単位
	要支援2	1,001単位	952単位
	要介護 1	1,036単位	985単位
	要介護 2	1,148単位	1,092単位
	要介護3	1,261単位	1,199単位
	要介護 4	1,374単位	1,307単位
	要介護 5	1,486単位	1,414単位
(2) 認知症対応型通所介護費 (ii) : 併設型		(旧)	(新)
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 (ii) 所要時間3時間以上5時間未満の場合	要支援1	468単位	445単位
	要支援2	519単位	494単位
	要介護 1	536単位	510単位
	要介護 2	590単位	561単位
	要介護3	643単位	612単位
	要介護 4	697単位	663単位
	要介護 5	751単位	714単位
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 (ii) 所要時間5時間以上7時間未満の場合	要支援1	707単位	673単位
	要支援2	790単位	751単位
	要介護 1	818単位	778単位
	要介護 2	905単位	861単位
	要介護3	992単位	944単位
	要介護 4	1,079単位	1,026単位
	要介護 5	1,166単位	1,109単位

# 地域密着型サービス 認知症対応型通所介護②

(2) 認知症対応型通所介護費 (ii) : 併設型		(旧)	(新)
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 (ii) 所要時間7時間以上9時間未満の場合	要支援1	805単位	766単位
	要支援2	899単位	855単位
	要介護1	930単位	885単位
	要介護2	1,030単位	980単位
	要介護3	1,131単位	1,076単位
	要介護4	1,232単位	1,172単位
	要介護5	1,332単位	1,267単位

□ 認知症対応型通所介護費 (Ⅱ) 共用型		(旧)	(新)
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 所要時間3時間以上5時間未満の場合	要支援1	251単位	251単位
	要支援2	265単位	265単位
	要介護1	270単位	270単位
	要介護2	280単位	280単位
	要介護3	289単位	289単位
	要介護4	299単位	299単位
	要介護5	309単位	309単位
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 所要時間5時間以上7時間未満の場合	要支援1	407単位	407単位
	要支援2	430単位	430単位
	要介護1	439単位	439単位
	要介護2	454単位	454単位
	要介護3	470単位	470単位
	要介護4	486単位	486単位
	要介護5	502単位	502単位
(介護予防) 認知症対応型通所介護費 所要時間7時間以上9時間未満の場合	要支援1	469単位	469単位
	要支援2	496単位	496単位
	要介護1	506単位	506単位
	要介護2	524単位	524単位
	要介護3	542単位	542単位
	要介護4	560単位	560単位
	要介護5	579単位	579単位

▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）6.8%、（Ⅱ）3.8%

# 地域密着型サービス 認知症対応型通所介護③

## ▶ 加算・減算について

項目	(旧)	(新)
短時間サービス減算（所要時間2時間以上3時間未満）	所定単位数の63%相当を算定	所定単位数の63%相当を算定
長時間サービス加算		
イ 9時間以上10時間未満の場合	イ 50単位	イ 50単位
ロ 10時間以上11時間未満の場合	ロ 100単位	ロ 100単位
ハ 11時間以上12時間未満の場合	ハ 150単位	ハ 150単位
ニ 12時間以上13時間未満の場合	ニ (新設)	ニ 200単位
ホ 13時間以上14時間未満の場合	ホ (新設)	ホ 250単位
※7時間以上9時間未満のサービス提供がある場合のみ		
入浴介助加算（1日につき）	50単位	50単位
個別機能訓練加算（1日につき） ・通所介護時間帯に1日120分以上、 ・専ら機能訓練指導に従事するセラピスト、看護職員、柔道 整復師又はあん摩マッサージ指圧師を1名以上配置 ・共同して個別機能訓練計画作成、機能訓練を実施している	27単位	27単位
若年性認知症利用者受入加算（1日につき） ・個別の担当者を定めている	60単位	60単位
栄養改善加算（3ヶ月以内、1月に2回限度）（1回につき） ・低栄養状態にある利用者、低栄養状態の改善を目的に 個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理 ・利用者の心身の状態の維持向上に (延長可能：低栄養が改善せず引き続き栄養管理が必要な場合) <算定要件> ・管理栄養士を1名以上配置 ・多職種共同による栄養ケア計画の作成と実施 ・利用者の栄養状態を定期的に記録、進捗状況を定期的に評価	150単位	150単位
口腔機能向上加算（3ヶ月以内、1月に2回限度）（1回につき） ・口腔機能が低下している利用者、口腔機能の向上を目的に ・口腔清掃の指導・実施、 ・摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施 ・利用者の心身の状態の維持向上に資すると認められる (延長可能：評価の結果口腔機能が向上せず口腔機能向上サービスの実施が必要な場合) <算定要件> ・S T・歯科衛生士又は看護職員 1名以上配置 ・利用開始時に口腔機能を把握、多職種共同による口腔機能 改善計画作成、実施・評価、口腔機能の定期的な評価と記録 <併算定不可項目> ・短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活 介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介 護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老 人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス	150単位	150単位
同一建物に居住する利用者減算 ※但し、傷病その他の事情で送迎を行った場合は算定可能	△94単位	△94単位
送迎未実施減算（片道につき）	(新設)	△47単位



# 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護①

## ▶ 小規模多機能居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費（1月につき）		（旧）	（新）
（介護予防）小規模多機能型居宅介護費 （1）同一建物に居住する者以外の人に対して行う場合	要支援 1	4,498単位	3,403単位
	要支援 2	8,047単位	6,877単位
	要介護1	11,505単位	10,320単位
	要介護2	16,432単位	15,167単位
	要介護3	23,439単位	22,062単位
	要介護4	25,765単位	24,350単位
	要介護5	28,305単位	26,849単位
（介護予防）小規模多機能型居宅介護費 （2）同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援 1	（新設）	3,066単位
	要支援 2	（新設）	6,196単位
	要介護1	（新設）	9,298単位
	要介護2	（新設）	13,665単位
	要介護3	（新設）	19,878単位
	要介護4	（新設）	21,939単位
	要介護5	（新設）	24,191単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき）		（旧）	（新）
（介護予防）短期利用居宅介護費  <算定要件> ・登録者の数が登録定員未満である事 ・利用者の状態や家族の事情により、緊急に利用する必要があると居宅のケアマネが判断 ・小規模多機能型居宅介護のケアマネが提供に支障がないと判断 ・7日以内（やむを得ない場合は14日以内） ・従業員の員数が基準以上	要支援 1	（新設）	419単位
	要支援 2	（新設）	524単位
	要介護1	（新設）	565単位
	要介護2	（新設）	632単位
	要介護3	（新設）	700単位
	要介護4	（新設）	767単位
	要介護5	（新設）	832単位

▶ 介護職員処遇改善加算の加算率：加算（Ⅰ）7.6%、（Ⅱ）4.2%

## ▶ 算定制限：

- ▶ 登録者が、短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、小規模多機能型居宅介護は算定しない。
- ▶ 他の事業所との二重登録はできない。

# 地域密着型サービス 小規模多機能型居宅介護②

## ▶ 加算・減算について

	(旧)	(新)
登録定員超過、従業者の員数が満たない場合	所定単位数の70%相当を算定	所定単位数の70%相当を算定
同一建物居住者減算	所定単位数の90%相当を算定	(削除)
過少サービス減算 ・通い・宿泊・訪問の提供回数が、利用者1人当たり平均で月4回に満たない場合	所定単位数の70%相当を算定	所定単位数の70%相当を算定
厚生労働大臣が定める地域への提供加算 ・離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地にかかる公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法に定められている地域	(新設)	所定単位数の5%相当を加算
初期加算 (1日につき) ・登録した日から30日以内の間 ・30日を越える医療機関・老健への入院後も加算可能	30単位	30単位
認知症加算 (1月につき) (1) 日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はM (2) 日常生活自立度ランクⅡ	(1) 800単位 (2) 500単位	(1) 800単位 (2) 500単位
看護職員配置加算 (1日につき) (1) 看護師1名以上配置 (2) 准看護師1名以上配置 (3) 看護職員を常勤換算方法で1名以上配置、定員超過・職員の人員欠如していないこと	(1) 900単位 (2) 700単位 (新設)	(1) 900単位 (2) 700単位 (3) 480単位
事業開始時支援加算	500単位	(削除)
看取り連携体制加算 (1日につき) ・死亡日及び死亡日以前30日以内 ・看護職員配置加算 (1) の算定必須 <施設基準> ・看護師により24時間連絡体制確保 ・看取り期における対応方針を定め、説明と同意	(新設)	64単位
訪問体制強化加算 (1月につき) <施設基準> ・訪問担当者 常勤2名以上、 ・月訪問延べ回数が200回以上、 ・併設住宅以外への訪問が50%以上、これを算定する登録者に対する述べ訪問回数が1月あたり200回以上	(新設)	1,000単位
総合マネジメント体制強化加算 (1月につき) ・利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員・看護師・准看護師・介護職員その他の関係者が共同し、計画の見直しを実施	(新設)	1,000単位

# 地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護①

## ▶ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

イ 認知症対応型共同生活介護費（1日につき）	介護度	（旧）	（新）
（介護予防）認知症対応型共同生活介護費（Ⅰ） 1ユニット	要支援	801単位	755単位
	要介護1	805単位	759単位
	要介護2	843単位	795単位
	要介護3	868単位	818単位
	要介護4	886単位	835単位
	要介護5	904単位	852単位
（介護予防）認知症対応型共同生活介護費（Ⅱ） 2ユニット以上	要支援	788単位	743単位
	要介護1	792単位	747単位
	要介護2	830単位	782単位
	要介護3	855単位	806単位
	要介護4	872単位	822単位
	要介護5	890単位	838単位

## ▶ 短期利用共同生活介護費（1日につき）

ロ 短期利用共同生活介護費（1日につき）	介護度	（旧）	（新）
（介護予防）短期利用共同生活介護費（Ⅰ） 1ユニット	要支援	831単位	783単位
	要介護1	835単位	787単位
	要介護2	873単位	823単位
	要介護3	899単位	847単位
	要介護4	916単位	863単位
	要介護5	934単位	880単位
（介護予防）短期利用共同生活介護費（Ⅱ） 2ユニット以上	要支援	818単位	771単位
	要介護1	822単位	775単位
	要介護2	860単位	811単位
	要介護3	886単位	835単位
	要介護4	903単位	851単位
	要介護5	920単位	867単位

▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）8.3%、（Ⅱ）4.6%

# 地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護②

## ▶ 加算・減算について

項目	介護度	新単位数
夜勤を行う職員の勤務条件に満たさない場合の減算 ・1ユニット毎に1人以上	所定単位数の 97%相当を算定	所定単位数の 97%相当を算定
利用者の数又は従業員の員数が基準を満たさない場合の減算	所定単位数の 70%相当を算定	所定単位数の 70%相当を算定
夜間支援体制加算・・・（夜間ケア加算より名称変更） (1) 夜間支援体制加算（Ⅰ） (2) 夜間支援体制加算（Ⅱ） <施設基準> ・施設基準の員数を満たしている（上記減算対象ではない） (1) 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者が計2人以上 (2) 夜勤を行う介護従業者及び宿直勤務に当たる者が1人以上	(1) 50単位 (2) 25単位	(1) 50単位 (2) 25単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日につき） ・医師が緊急入居が必要と判断、1月7日以内が限度	200単位	200単位
若年性認知症利用者受入加算（1日につき） ・利用者ごとに担当者を決めている	120単位	120単位
看取り加算（1日につき） (1) 死亡日以前4日以上30日以下 (2) 死亡日前日及び前々日 (3) 死亡日 ※但し、退院（所）後、医療連携体制加算を算定していない場合は算定しない <施設基準> ・看取りに関する指針の作成、入居の際に本人・家族に説明して同意を得る ・医師・看護職員（連携訪問看護ステーションを含む）・介護職員・ケアマネその他の職種の者による協議、指針の見直し ・看取りに関する職員研修の実施	(1) 80単位 (2) 680単位 (3) 1,280単位	(1) 144単位 (2) 680単位 (3) 1,280単位
初期加算（1日につき） ・入居した日から30日以内	30単位	30単位
医療連携体制加算（1日につき） ・連携している診療所・訪問看護ステーションと連携して看護師1名以上確保 ・看護師による24時間連絡体制確保 ・重度化した場合の対応にかかる指針を作成し、説明と同意	39単位	39単位
退院時相談援助加算（1人につき1回を限度） ・利用期間が1ヶ月を超える利用者が退居、退去後居宅サービス・地域密着サービスを利用する場合 ・退去時に居宅・地域密着・保健医療・福祉の各サービスの相談援助を行い、かつ同意の下に退去の日から2週間以内に市町村に対し文書にてサービスに必要な情報提供を実施	400単位	400単位
認知症専門ケア加算（1日につき） (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） ⇒日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はM (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） ⇒日常生活自立度ランクⅡ	(Ⅰ) 3単位 (Ⅱ) 4単位	(Ⅰ) 3単位 (Ⅱ) 4単位

# 地域密着型サービス

## 地域密着型特定施設入居者生活介護①

### ▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護費（1日につき）	介護度	(旧)	(新)
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費	要介護1	562単位	533単位
	要介護2	631単位	597単位
	要介護3	703単位	666単位
	要介護4	771単位	730単位
	要介護5	842単位	798単位
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費	要介護1	562単位	533単位
	要介護2	631単位	597単位
	要介護3	703単位	666単位
	要介護4	771単位	730単位
	要介護5	842単位	798単位

▶ 処遇改善加算：（Ⅰ）6.1%、（Ⅱ）3.4%

### 施設基準

#### イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費

- 以下の運営について3年以上の経験を有すること  
指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、若しくは指定介護予防支援の事業  
又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営

#### ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費

- 指定地域密着型特定施設の入居定員の範囲内の空室（定員1人のみ）
- 入居定員の1割以下

#### 共通項目：

- 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定める
- 家賃・敷金・介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しない

### ▶ 加算・減算について

項目	介護度	新単位数
看護職員・介護職員の員数が基準を満たさない場合の減算	所定単位数の70%相当を算定	所定単位数の70%相当を算定
個別機能訓練加算（1日につき） ※イに対する加算 ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名配置 ・多職種で共同して計画書を作成、計画的に機能訓練を実施	12単位	12単位
医療機関連携加算（1日につき） ・看護職員が継続的に利用者の状態を記録 ・協力医療機関又は利用者の主治医に対し月1回情報提供	80単位	80単位
夜間看護体制加算（1日につき） ・厚生労働大臣が定める基準に適合	80単位	10単位

### ▶ 加算・減算について

項目	介護度	新単位数
<b>看取り介護加算（1日につき）</b> (1) 死亡日前4日以上から30日以下 (2) 死亡日前日及び前々日 (3) 死亡日当日 ※夜間看護体制加算を算定していない場合は算定しない <施設基準> ・看取りに関する指針の作成、入居時に内容の説明と同意 ・医師、看護職員、介護職員、ケアマネほか多職種で協議の上、見取りに関する指針の見直し ・看取りに関する職員研修の実施	(1) 80単位 (2) 680単位 (3) 1,280単位	(1) 144単位 (2) 680単位 (3) 1,280単位
<b>認知症専門ケア加算（1日につき）</b> (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） ⇒日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はM (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ） ⇒日常生活自立度ランクⅡ	(Ⅰ) 3単位 (Ⅱ) 4単位	(Ⅰ) 3単位 (Ⅱ) 4単位

## 地域密着型サービス

# 地域密着型介護福祉施設①

### ▶ 地域密着型介護福祉サービス費（1日につき）

地域密着型介護福祉サービス費（1日につき）	介護度	（旧）	（新）
地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 従来型個室	要介護1	580単位	547単位
	要介護2	650単位	614単位
	要介護3	723単位	682単位
	要介護4	793単位	749単位
	要介護5	862単位	814単位
地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 多床室（平成24年4月1日以前に整備）	要介護1	633単位	594単位
	要介護2	702単位	661単位
	要介護3	774単位	729単位
	要介護4	843単位	796単位
	要介護5	911単位	861単位
地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅲ） 多床室（平成24年4月1日以降に整備）	要介護1	626単位	（削除）
	要介護2	694単位	（削除）
	要介護3	766単位	（削除）
	要介護4	835単位	（削除）
	要介護5	902単位	（削除）

### ▶ ユニット型地域密着型介護福祉サービス費（1日につき）

ユニット型地域密着型介護福祉サービス費（1日につき）	介護度	（旧）	（新）
ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ユニット型個室	要介護1	662単位	625単位
	要介護2	733単位	691単位
	要介護3	806単位	762単位
	要介護4	876単位	828単位
	要介護5	946単位	894単位
ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ユニット型準個室	要介護1	662単位	625単位
	要介護2	733単位	691単位
	要介護3	806単位	762単位
	要介護4	876単位	828単位
	要介護5	946単位	894単位

### ▶ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）

経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）	介護度	（旧）	（新）
経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 従来型個室	要介護1	742単位	700単位
	要介護2	808単位	763単位
	要介護3	879単位	830単位
	要介護4	946単位	893単位
	要介護5	1,012単位	955単位

# 地域密着型サービス

## 地域密着型介護福祉施設②

### ▶ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）

経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）	介護度	(旧)	(新)
経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 多床室（平成24年4月1日以前に整備）	要介護1	793単位	747単位
	要介護2	857単位	810単位
	要介護3	928単位	877単位
	要介護4	994単位	940単位
	要介護5	1,059単位	1,002単位
経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅲ） 多床室（平成24年4月1日以降に整備）	要介護1	784単位	(削除)
	要介護2	849単位	(削除)
	要介護3	918単位	(削除)
	要介護4	984単位	(削除)
	要介護5	1,048単位	(削除)

### ▶ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）

旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（1日につき）	介護度	(旧)	(新)
旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） 従来型個室	要介護1	742単位	700単位
	要介護2or3	848単位	800単位
	要介護4or5	978単位	923単位
旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） 多床室（平成24年4月1日以前に整備）	要介護1	793単位	747単位
	要介護2or3	898単位	847単位
	要介護4or5	1,026単位	970単位
旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅲ） 多床室（平成24年4月1日以後に整備）	要介護1	784単位	(削除)
	要介護2or3	889単位	(削除)
	要介護4or5	1,016単位	(削除)

### ▶ ユニット型指定介護老人福祉施設における経過的地域密着型介護福祉施設サービス（1日につき）

ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費	介護度	(旧)	(新)
ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ） ユニット型個室	要介護1	812単位	766単位
	要介護2	878単位	829単位
	要介護3	950単位	897単位
	要介護4	1,017単位	960単位
	要介護5	1,083単位	1,022単位
ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ） ユニット型準個室	要介護1	812単位	766単位
	要介護2	878単位	829単位
	要介護3	950単位	897単位
	要介護4	1,017単位	960単位
	要介護5	1,083単位	1,022単位



# 地域密着型サービス

## 地域密着型介護福祉施設③

### ▶ ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費 (1日につき)

ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費 (1日につき)	介護度	(旧)	(新)
ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費 (Ⅰ) ユニット型個室	要介護1	812単位	766単位
	要介護2or3	919単位	868単位
	要介護4or5	1,049単位	990単位
ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費 (Ⅱ) ユニット型準個室	要介護1	812単位	766単位
	要介護2or3	919単位	868単位
	要介護4or5	1,049単位	990単位

▶ 処遇改善加算： (Ⅰ) 5.9%、(Ⅱ) 3.3%

### ▶ 加算・減算

項目	(旧)	(新)
夜勤を行う職員の勤務条件に満たさない場合の減算	所定単位数の97%相当を算定	所定単位数の97%相当を算定
従業員の員数が基準を満たさない場合の減算 <基準> ・1ユニットに常時1人以上の看護職員又は介護職員配置 ・ユニット毎に常勤のユニットリーダーを配置	所定単位数の97%相当を算定	所定単位数の97%相当を算定
身体拘束廃止未実施減算 (1日につき)	△5単位	△5単位
日常生活継続支援加算 (1日につき) (1) 日常生活継続支援加算 (Ⅰ) (2) 日常生活継続支援加算 (Ⅱ) <基準> ・直近6ヶ月又は12ヶ月の新規入所者総数に占める割合が ①要介護4.5の占める割合が70%以上 ②日常に支障を来たす症状・行動がある要介護状態の認知症患者が65%以上 ③喀痰吸引等を必要とする者の割合が15%以上 ・介護福祉士の数が常勤換算で6:1	23単位	(1) 36単位 (2) 46単位
看護体制加算 (1日につき) (1) 看護体制加算 (Ⅰ) イ (2) 看護体制加算 (Ⅰ) □ (3) 看護体制加算 (Ⅱ) イ (4) 看護体制加算 (Ⅱ) □	(1) 12単位 (2) 4単位 (3) 23単位 (4) 8単位	(1) 12単位 (2) 4単位 (3) 23単位 (4) 8単位
夜勤職員配置加算 (1日につき) (1) 夜勤職員配置加算 (Ⅰ) イ (2) 夜勤職員配置加算 (Ⅰ) □ (3) 夜勤職員配置加算 (Ⅱ) イ (4) 夜勤職員配置加算 (Ⅱ) □	(1) 41単位 (2) 13単位 (3) 46単位 (4) 18単位	(1) 41単位 (2) 13単位 (3) 46単位 (4) 18単位
準ユニットケア加算 (1日につき) <基準> ・12程度までの小グループ単位でのケア、 ・プライバシーに配慮した個室的なしつらえ、 ・ユニット型個室 (準個室) と同程度の人員配置・・・など	5単位	5単位

# 地域密着型サービス 地域密着型介護福祉施設④

## ▶ 加算・減算

項目	介護度	新単位数
個別機能訓練加算（1日につき） ＜施設基準＞ ・専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置 （理学療法士等：PT・OT・ST・看護職員・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師） ・共同して入所者ごとの個別機能訓練計画を作成 ・計画に基づき機能訓練実施	12単位	12単位
若年性認知症入所者受入れ加算（1日につき） ※認知症行動・心理症状緊急対応加算との併算定不可	120単位	120単位
常勤医師配置加算（1日につき） ・常勤の医師を1名以上配置	25単位	25単位
精神科医療養指導加算（1日につき） ・認知症の利用者が入所者の1/3を占める ・精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上	5単位	5単位
障害者生活支援体制加算（1日につき） ・視覚・聴覚・言語機能の障害者又は知覚障害者・精神障害者が15名以上入所している ・専従・常勤の障害者生活支援員 1名以上配置 ＜基準＞ イ 視覚障害：点字指導、点訳、歩行支援等を行う事ができる ロ 聴覚障害又は言語機能障害：手話通訳等を行う事ができる ハ 知的障害：知的障害福祉法に掲げるもの ニ 精神障害：精神保健福祉士・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に掲げるもの	26単位	26単位
外泊時費用 ・1月に6日を限度、外泊の初日・最終日には算定不可	246単位	246単位
従来型個室に入院して多床室の単位数を算定する特例 ・感染等により必要がある場合（30日以内） ・別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 ・著しい精神症状等により必要があると医師が判断した場合		
初期加算（1日につき） ・入院から30日以内、30日以上入院の後入所した場合も算定可	30単位	30単位
退所等相談援助加算 (1) 退所前訪問相談援助加算（入所中1回、早期2回可能） ・入所期間が1ヶ月超え予測 ・ケアマネ・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員又は医師のいずれかが居宅を訪問、相談援助 ・他の介護福祉施設に移る場合も、訪問・連絡調整・情報提供実施で算定可能 (2) 退所後訪問相談援助加算（退所後1回を限度） ・退所後30日以内に居宅を訪問、相談援助を行った場合 (3) 退所時相談援助加算（1人に1回を限度） ・入所期間が1ヶ月を超える、退所時、 ・退所後の居宅・地域密着サービス等の利用について相談援助・サービス提供のための情報提供 (4) 退所前連携加算（1人に1回を限度） ・入所期間が1ヶ月を超えるものの退去後、利用を希望する居宅・地域密着サービス事業所との連絡・調整・情報提供など	(1) 460単位 (2) 460単位 (3) 400単位 (4) 500単位	(1) 460単位 (2) 460単位 (3) 400単位 (4) 500単位

# 地域密着型サービス

## 地域密着型介護福祉施設⑤

### ▶ 加算・減算について

項目名	(旧)	(新)
栄養マネジメント加算（1日につき） ・管理栄養士が継続的に入院者ごとの栄養管理を行った場合 <施設基準> ・常勤の管理栄養士 1名以上、 ・入所時に栄養状態を把握し医師・管理栄養士・歯科医師・看護師・ケアマネその他の職種が共同して接触・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成 ・栄養ケア計画に従い栄養管理を行っている ・栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、計画の見直しを行う	14単位	14単位
経口移行加算 ※栄養マネジメント加算を算定必須、180日を限度（原則） ・経口移行計画策定、 ・医師の指示を受けた管理栄養士等による栄養管理又はS T又は看護師等による支援が行われた場合	28単位	28単位
経口維持加算（1月につき） (1) 経口維持加算（Ⅰ） ・経口により食事摂取、摂食機能障害を有し誤嚥がある入所者 医師・歯科医師の指示に基づき、多職種が共同して食事の観察及び会議を行い、食事摂取のための傾向維持計画作成、 管理栄養士等が栄養管理実施、 ・開始日から6ヶ月に限り（継続要件あり） (2) 経口維持加算（Ⅱ） ・上記（1）に加え、協力医療機関の医師・歯科医師・歯科衛生士・S Tが加わった場合、加えて加算 ※栄養マネジメント加算の算定が必須	(1) 28単位  (2) 5単位	(1) 400単位  (2) 100単位
口腔衛生管理体制加算（1月につき） ・医師・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアの技術的助言及び指導を行う	30単位	30単位
口腔衛生管理加算（1月につき） ・歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月4回以上実施 ※口腔衛生管理体制加算の算定が必須	110単位	110単位
療養食加算	18単位	18単位
在宅復帰支援機能加算（1日につき） ・入院者の家族との連絡調整を行っている ・入院者が利用するケアマネに対し入居者にかかる居宅サービスに必要な情報の提供・退所後の居宅サービスの利用に関する調整を実施	10単位	10単位
在宅・入所相互利用加算（1日につき） ・在宅期間と入所期間（3ヶ月を限度）を交互に利用、カンファレンス 居宅時の支援など、在宅生活継続のための支援	30単位	40単位
小規模拠点集合型施設加算（1日につき） ・5人以下の居住単位に入居している場合において加算	50単位	50単位
認知症専門ケア加算（1日につき） (1) 認知症専門ケア加算（Ⅰ） (2) 認知症専門ケア加算（Ⅱ）		(1) 3単位 (2) 4単位
認知症行動・心理症状緊急対応加算（1日につき） ・医師が緊急入院が必要と認めた者、入居日から起算して7日間限度		200単位

# 地域密着型サービス 地域密着型介護福祉施設⑥

## ▶ 加算・減算について

項目	介護度	新単位数
看取り介護加算（1日につき）		
（1）死亡日前4日以上から30日以下	（1） 80単位	（1） 144単位
（2）死亡日前日及び前々日	（2） 680単位	（2） 680単位
（3）死亡日当日	（3） 1,280単位	（3） 1,280単位
※夜間看護体制加算を算定していない場合は算定しない		
<施設基準>		
・看取りに関する指針の作成、入居時に内容の説明と同意		
・医師、看護職員、介護職員、ケアマネほか多職種で協議の上、見取りに関する指針の見直し		
・看取りに関する職員研修の実施		

# 地域密着型サービス

## 看護小規模多機能型居宅介護①

### (複合型サービス)

- ▶ 名称は「看護小規模多機能型居宅介護」に変更、利用者の重度化を踏まえて看護提供体制を評価し、在宅生活を継続する観点で見直し

看護小規模多機能型居宅介護費		(旧)	(新)
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき） （1）同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合	要介護1	13,341単位	12,341単位
	要介護2	18,268単位	17,268単位
	要介護3	25,274単位	24,274単位
	要介護4	28,531単位	27,531単位
	要介護5	32,141単位	31,141単位
イ 看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき） （2）同一建物居住の登録者に対して行う場合	要介護1	(新設)	11,119単位
	要介護2	(新設)	15,558単位
	要介護3	(新設)	21,871単位
	要介護4	(新設)	24,805単位
	要介護5	(新設)	28,058単位
ロ 短期利用居宅介護費（1日につき） ＜基準＞ ・登録定員未満である事 ・ケアマネが緊急の利用が必要と認めた場合で、事業所のケアマネがサービス提供に支障がないと認めた場合 ・利用期間を事前に定める、期間は7日以内	要介護1	(新設)	565単位
	要介護2	(新設)	632単位
	要介護3	(新設)	700単位
	要介護4	(新設)	767単位
	要介護5	(新設)	832単位

- ▶ 介護職員処遇改善加算：加算（Ⅰ）7.6%、（Ⅱ）4.2%
- ▶ 登録定員の緩和：登録定員29人以下、通いサービスの利用定員は18人まで
  - ▶ 通いサービスは登録定員26人以上29人以下の場合のみ
- ▶ 訪問看護体制減算（新規）

算定要件等		減算単位数
算定日が属する月の前3か月において、 ①訪問看護利用者が30/100未満 ②緊急時訪問看護加算算定割合が30/100未満 ③特別管理加算算定利用者の割合が5/100未満	要介護1～3	△925単位
	要介護4	△1,850単位
	要介護5	△2,914単位

- ▶ 運営推進会議及び外部評価の効率化
- ▶ 事業開始時支援加算の延長：平成29年度末まで延長
- ▶ 一登録者の看護小規模多機能型居宅介護費の算定は1事業所のみ
  - ▶ 複数登録はできない

# 地域密着型サービス 看護小規模多機能型居宅介護② (複合型サービス)

## ▶ 加算・減算について

項目	(旧)	(新)
登録人員超え或いは配置人員不足の場合	所定単位数の70%相当を算定	所定単位数の70%相当を算定
過少サービス減算(1月につき) ・訪問サービス・宿泊サービスの提供において提供回数が登録者1人当たり平均回数が4回に満たない場合 (短期利用者は除く)	所定単位数の70%相当を算定	所定単位数の70%相当を算定
訪問看護体制減算(1月につき) (1) 要介護1,2,3 (2) 要介護4 (3) 要介護5 <算定要件> 算定日が属する月の前3か月において、 ①訪問看護利用者が30/100未満 ②緊急時訪問看護加算算定割合が30/100未満 ③特別管理加算算定利用者の割合が5/100未満	(新設)	(1) △925単位 (2) △1,850単位 (3) △2,914単位
末期の悪性腫瘍等による医療保険の訪問看護利用減算 (1月につき) (1) 要介護1,2,3 (2) 要介護4 (3) 要介護5 <算定要件> ・主治医が末期の悪性腫瘍や頻回な訪問が必要と認め指示をした場合に、減算する。	(1) △925単位 (2) △1,850単位 (3) △2,914単位	(1) △925単位 (2) △1,850単位 (3) △2,914単位
医療保険での特別訪問看護指示期間減算(1日につき) (1) 要介護1,2,3 (2) 要介護4 (3) 要介護5	(1) 30単位 (2) 60単位 (3) 95単位	(1) 30単位 (2) 60単位 (3) 95単位
初期加算(1日につき) ・登録日から起算して30日以内	30単位	30単位
認知症加算(1月につき) (1) 認知症加算(Ⅰ) ・日常生活に支障を来たす恐れがある症状又は行動が認められる介護を要する認知症 (2) 認知症加算(Ⅱ) ・要介護Ⅱ	(1) 800単位 (2) 500単位	(1) 800単位 (2) 500単位
退院時共同指導加算(退院につき1回) ・医療機関・老健に入所中のものが、退院に当り事業所の保健師・看護師・又はセラピストが退院時共同指導を行った場合 ・初回の訪問看護サービス時に加算	600単位	600単位
事業開始時支援加算 ・登録者数が7割に満たない場合 ・平成30年3月31日まで延長	500単位	500単位
緊急時訪問看護加算(1月につき) ・特別な管理を必要とするもの、家族との24時間連絡体制、計画的にない緊急時に訪問を必要時に行う場合	540単位	540単位

# 地域密着型サービス 看護小規模多機能型居宅介護② (複合型サービス)

## ▶ 加算・減算について

項目	(旧)	(新)
<b>特別管理加算 (1月につき)</b> (1) 特別管理加算 (I) ・ 下記厚生労働大臣の定める状態のイ (2) 特別管理加算 (II) ・ 厚生労働大臣の定める状態のロ、ハ、ニ、ホ <厚生労働大臣の定める状態> イ 在宅悪性腫瘍患者指導管理料若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 ロ 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心持続静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅排高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人口肛門又は人口膀胱を設置している状態 ニ 真皮を超える褥創の状態 ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 <要件> ・ 1人の利用者に1箇所の事業所のみ算定可能 ① 真皮を超える褥創の状態とは (NPUAP分類Ⅲ度、Ⅳ度、又はDESIGN分類D3、D4、D5に該当する状態) ② 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態とは点滴の実施が必要 ③ サービス提供記録を記録する	(1) 500単位 (2) 250単位	(1) 500単位 (2) 250単位
<b>ターミナルケア加算</b> ・ 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施 ・ 24時間以内に自宅又は事業所以外の場所で死亡した場合は当該利用者の死亡月につき所定単位数を加算	2,000単位	2,000単位
<b>訪問看護体制強化加算 (1月につき)</b> <基準> ・ 直近3ヶ月において ① 利用者総数のうち訪問看護サービス提供者が80%以上 ② 緊急時訪問看護加算算定割合50%以上 ③ 特別管理加算算定割合20%以上	(新設)	2,500単位
<b>総合マネジメント体制強化加算 (1月につき)</b> <基準> ・ 利用者の心身の状況及び家族を取り巻く環境や変化に応じ、ケアマネ・看護職員・介護職員・その他の関係者が共同し、随時サービス計画を見直している ・ 地域の医療機関・老健その他の関係施設に対し具体的なサービス提供内容の情報提供を行っている ・ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している	(新設)	1,000単位

# サービス別介護職員処遇改善加算

現行の加算の仕組みは維持しつつ、  
更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、  
労働環境の改善の取組を評価

介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ) (Ⅱ) × 90%	(Ⅳ) (Ⅱ) × 80%
(介護予防) 訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 訪問入浴介護	3.4%	1.9%		
(介護予防) 通所介護	4.0%	2.2%		
(介護予防) 通所リハビリテーション	3.4%	1.9%		
(介護予防) 短期入所生活介護	5.9%	3.3%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	2.7%	1.5%		
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等)	2.0%	1.1%		
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
介護老人保健施設	2.7%	1.5%		
介護療養型医療施設	2.0%	1.1%		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8.6%	4.8%		
夜間対応型訪問介護	8.6%	4.8%		
(介護予防) 認知症対応型通所介護	6.8%	3.8%		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	7.6%	4.2%		
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	8.3%	4.6%		
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.1%	3.4%		
地域密着型介護老人福祉施設	5.9%	3.3%		
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	7.6%	4.2%		

※ (Ⅲ) は (Ⅱ) の90%、(Ⅳ) は (Ⅱ) の80%を算定

※ (介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援については加算算定対象外

## ▶ 介護職員処遇改善加算の算定要件 (共通)

- ▶ ① 介護職員の賃金改善に関する計画の策定 (加算算定額以上の改善案)
- ▶ ② 上記①の改善計画を都道府県に提出
- ▶ ③ 加算算定額に相当する賃金改善を実施
- ▶ ④ 事業年度ごとに実績を都道府県に報告
- ▶ ⑤ 直近12か月間において労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない
- ▶ ⑥ 労働保険料の納付が適正に行われている

## ▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) : 共通項目に加え下記⑦⑧を実施

- ▶ ⑦ (1) 介護職員の職務規定がある (賃金規定を含む)、(2) 書面で職員に通知している、(3) 資質の向上の研修計画・実施等、(4) 研修計画等の職員への周知などを実施している
- ▶ ⑧ 上記②の届け出前月までに実施した内容、処遇改善に要した費用を職員に周知

## ▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅱ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2)、⑧を実施

## ▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) : 共通項目に加え⑦ (1) (2) 又は⑧を実施

## ▶ 介護職員処遇改善加算 (Ⅳ) : 共通項目のみ実施



# サービス提供体制強化加算

## ▶ (介護福祉士割合 5 割以上)

サービス	新要件及び単位数
介護老人福祉施設	(I) イ 介護福祉士 6 割以上 : 18 単位/日 (I) ロ 介護福祉士 5 割以上 : 12 単位/日
地域密着型介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (短期入所療養介護 (老健、病院、診療所、認知症病棟含む))	
介護療養型医療施設	
短期入所生活介護 (空床利用含む) 介護予防短期入所生活介護	
短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	

## ▶ (介護福祉士割合 4 割以上)

	新要件及び単位数
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、複合型サービス	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 500 単位/月
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション	(I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 12 単位/回
介護予防通所介護 介護予防通所リハビリテーション	【要支援 I】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 72 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 48 単位/月 【要支援 II】 (包括報酬) (I) イ 介護福祉士 5 割以上 : 144 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 4 割以上 : 96 単位/月

## ▶ (介護福祉士割合 3 割以上)

	新要件及び単位数
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 36 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 24 単位/回
夜間対応型訪問介護 (包括型 : 夜間対応型訪問介護)	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 18 単位/回 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 12 単位/回 【包括型】 (II) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 126 単位/月 (II) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 84 単位/月
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(I) イ 介護福祉士 4 割以上又は介護福祉士等 6 割以上 : 640 単位/月 (I) ロ 介護福祉士 3 割以上又は介護福祉士等 5 割以上 : 500 単位/月

- ▶ (※) 介護人材確保の取組を推進する観点から、現行の都道府県による従業者等に関する情報公表の仕組みについて、事業者の取組がより促進される仕組みとなるよう、各事業所の基本情報に教育訓練のための制度、各種研修、キャリア段位制度の取組等、従業者の資質向上に向けた取組状況を追加する。また、勤務時間、賃金体系、休暇制度、福利厚生、離職率など従業者が事業所を選択する際に最低限必要と考えられる項目について、事業所が自ら直接公表できる仕組みとする。